



資料番号
No. 1

厚生労働省発基安第 0730001 号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙 1 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案要綱」及び別紙 2 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 19 年 7 月 30 日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

(別紙1)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案要綱

第一 適用除外製品等の見直し

次に掲げる物について、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号。以下「改正令」という。）附則第三条に規定する適用除外製品等ではないものとする。

一 石綿ジョイントシートガスケットから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。二において同じ。）を含有するガスケットであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 改正令の施行の際現に存する本邦にある鉄鋼業の用に供する施設（二において「既存鉄鋼業施設」という。）の設備の接合部分（二百五十度以上の温度の高炉ガス又はコークス炉ガスを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

(二) 改正令の施行の際現に存する本邦にある非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分（四百五十度以上の温度の亜硫酸ガスを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

二 石綿を含有するグラウンドパッキンであつて、既存鉄鋼業施設の設備の接合部分（五百度以上の温度の転

炉ガス又はコークス炉ガスを取り扱う部分に限る。に使用されるもの

第二 経過措置

- 一 第一の一及び二に掲げる物のうち、この政令の施行の日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法第五十五条の規定は適用しないものとする。
- 二 一に掲げるもののほか、この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

第三 施行期日

この政令は、平成十九年十月一日から施行するものとする。

(別紙2)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 健康管理手帳の交付対象者の拡大等

一 石綿等（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を製造し、又は取り扱う業務に係る健康管理手帳の交付対象者として、次のいずれかに該当する者を追加すること。

(一) 石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業、石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。）に一年以上従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにはく露した日から十年以上を経過していること。

(二) 石綿等を取り扱う作業（一）の作業を除く。）に十年以上従事した経験を有していること。

(三) (一)及び(二)に掲げる要件に準ずるものとして厚生労働大臣が定める要件に該当すること。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、平成十九年十月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。